

教第 519 号
平成 27 年 6 月 9 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察体力検定等実施要綱の制定について（通達）

警察職員の体力検定等の実施については、「岐阜県警察体力検定等実施要綱」（平成 15 年 3 月 24 日付け教第 194 号。以下「旧要綱」という。）に基づいて実施しているところ、このたび、業務の合理化の観点から岐阜県警察体力検定等委員会の廃止等の見直しを行い、新たに、別添「岐阜県警察体力検定等実施要綱」を制定し、平成 27 年 7 月 1 日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は平成 27 年 7 月 1 日をもって廃止する。

別添

岐阜県警察体力検定等実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、岐阜県警察に勤務する警察官が行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、個々の体力の維持及び増進並びに健康管理への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって執行力の強化に資することを目的とする。

第3 体力検定等の種目

- 1 警察体力検定の種目は「J A P P A T」（ジャパット）とする。
- 2 体力テストの種目は、次のとおりとする。
 - (1) 握力(筋力)
 - (2) 上体起こし(筋持久力)
 - (3) 長座体前屈(柔軟性)
 - (4) 反復横とび(敏しょう性)
 - (5) 20mシャトルラン(往復持久走)(心肺持久力)
 - (6) 立ち幅とび(瞬発力)

第4 実施方法

体力検定等の実施方法は、警察庁が定める「J A P P A T実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）及び文部科学省が定める「新体力テスト実施要項」（以下「体力テスト実施要項」という。）によるものとする。

第5 実施単位

体力検定等の実施単位は、原則として、各所属とする。ただし、隊を除く警察本部（以下「本部」という。）内の所属は、部又は室（以下「部等」という。）をその単位とする。

第6 実施体制

- 1 運営責任者
 - (1) 運営責任者は、警務部教養課長をもって充てる。
 - (2) 運営責任者は、体力検定等に関する必要な事務及び運営を行うものとする。
- 2 実施責任者
 - (1) 実施責任者は、各所属の長をもって充てる。
 - (2) 実施責任者の任務
 - ア 体力検定等の計画的かつ安全な実施
 - イ 体力検定等の結果報告
 - ウ 体力検定等の結果を踏まえた個別指導
- 3 推進責任者
 - (1) 推進責任者は、本部内所属にあつては当該部等の主管課の次席、隊にあつては副隊長、警察学校にあつては警察学校副校長、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。
 - (2) 推進責任者は、実施責任者の命を受け、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。
- 4 立会責任者
 - (1) 立会責任者は、所属の警部、警部相当職の一般職員又は体力検定等の実施に関する研修等を受けた警部補の中から実施責任者が指定した者をもって充てる。
 - (2) 立会責任者は、各所属で実施する体力検定等に必ず立ち会い、安全かつ適正な実施に努めなければならない。
- 5 測定責任者
 - (1) 測定責任者は、「岐阜県警察術科指導室の設置及び運用に関する要綱」（平成27年4月6日付け教第281号）に定める術科指導室員をもって充てる。

(2) 測定責任者は、体力検定等の適正な測定に努めなければならない。

第7 体力検定等の受検基準

毎年度1回以上受検するものとする。

第8 体力検定等結果の有効期間

体力検定等結果の有効期間は、認定の日から翌年度末をその期間とする。ただし、当該有効期間内に新たに認定を受けた場合は、当該評価をもって有効とする。

第9 体力検定等の評価

- 1 体力検定は、警察体力検定級位基準表（別表1）に基づき、その級位を認定する。
- 2 体力テストは、体力テスト評価基準表（別表2）に基づき、その体力判定を行う。

第10 報告

1 実施報告

実施責任者は、体力検定等を実施したときは、その都度岐阜県警察情報管理システムの術科訓練等管理業務から「自己健康管理支援システム（体力テスト統計版）」の体力データの報告用ファイルを作成し運営責任者に報告するものとする。

2 未受検者の報告

実施責任者は、体力検定等を受検しなかった者について、体力検定等未受検者報告書を作成し運営責任者に報告するものとする。

第11 通知

- 1 運営責任者は、受検結果を評価し、実施責任者に通知する。
- 2 実施責任者は、受検結果の評価を「自己健康管理支援システム（体力テスト統計版）」の体力チェックシートにより当該受検者に通知する。

第12 準用

警察大学校、管区警察学校及び他の都道府県警察が主催した体力検定等を受検し取得した級位は、この要綱による級位の認定を受けたものとする。

第13 実施上の留意事項

- 1 マニュアル及び体力テスト実施要項に従い、適正かつ安全管理に配慮した実施に努めること。特に、体力検定の実施の際には、ゴール時の転倒に備え補助員を必ず配置するなど、受傷防止のために細心の注意を払うこと。
- 2 実施日は可能な限り早期に示達し、あらかじめ自主トレーニング等を十分に行わせるなど、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配慮すること。
- 3 受検者の健康状態等を十分にチェックし、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。
- 4 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。
- 5 時季、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- 6 受検者の服装は、運動に適したものとする。
- 7 体力テスト種目「20mシャトルラン」について、実施場所が狭いなどやむを得ない事情により実施できないときは、運営責任者と協議すること。

附 則（平成27年6月9日付け教第519号）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年5月24日付け教第770号）

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則（平成29年3月16日付け教第266号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

※別表省略